

平成 30 年度第 1 回（第 12 回）洲本市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 30 年 8 月 28 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分

場 所：洲本市役所 4 階 401・402 会議室

出席委員（11 名）

松山会長、戸江副会長、須恵委員、阿萬田委員、三倉委員、清水委員、稻谷委員、
三宅委員、加藤委員、山本委員、岡本委員

欠席委員（2 名）

柳委員、宮谷委員

事務局（7 名）

健康福祉部子ども子育て課：郡、山崎、近本、津司

教育委員会教育総務課：大西

学校教育課：橋本

生涯学習課：山家

次 第 1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議題

（1）洲本市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

（2）次期洲本市子ども・子育て支援事業計画の策定について

（3）平成 31 年度の洲本市内教育・保育施設について

4. そ の 他

5. 閉 会

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 前回会議議事録（案）の確認

— 承認 —

4. 議題

◆ (1) 洲本市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

(事務局より、資料2に基づいて説明)

会長：資料P1、1－(4)－①－2 職員の資質向上について、事務局からも説明があったように、公立・私立の職員を対象として、今年度から、淡路市・南あわじ市・洲本市の各市で、一つの分野ごとキャリアアップ研修会を開催します。資質向上のためとして、公立施設の職員も参加をしており、また今年から洲本市では幼稚園の先生も参加しています。子ども・子育て支援新制度が始まって、質の向上というものが大きくクローズアップされています。特に、認定こども園、保育所、幼稚園の3つの施設がでけて、それぞれで研修をするのではなく、各市ごとに職員の資質向上を図るということを踏まえて実施しています。

ひとつ質問ですが、資料P8、④－1 2 教職員の資質の向上で、教育センターにおいて研修講座を実施ということで多くの先生方が出席されているようですが、これは洲本市が単独で実施している事業なのでしょうか。

事務局：洲本市単独で実施しています。

会長：今年、3法令保育所保育指針、幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領が変わりまして、保小の連携について大きく取り上げられています。いまの洲本市の現状を考えますと、乳幼児施設と小学校との交流がなかなかとれていないように思います。小学校の課程も変わることも踏まえて、指導の内容について大きく方向転換されている部分があり、乳幼児教育というのがクローズアップされています。そこでやっぱり、小学校と乳幼児施設との連携・交流というのも大事なところであります。小学校の先生が保育所等でどのようなことをしているのか、把握はしてもらっているかもしれません、全体としてどういう方向性で動いているかということは、洲本市では把握されていないように感じています。

さきほどの研修は、学校の先生のみが対象でしょうか。

事務局：基本的には、小学校・中学校の先生が対象です。

会長：そういうところに保育所等の先生が参加するということは、これからの方針として考えられますか。

事務局：今の段階では決めていませんが、皆さんのご意見を聞きながら考えていきたいと思います。

会長：認定こども園になると、保育所の先生は幼稚園免許の更新に行かなければならなくなります。幼稚園教諭の講習では、各論で制度の話とかもありますが、小学校の特別支援学級の態勢というのがあまり保育所等の職員も分かっていないことがある。今年、私の園の職員が講習に行って、いま小学校ではこういう特別支援の態勢が整っているという話を聞いて、小学校というのはこういうふうに動いているんだというのが見えてきたという話を聞いています。乳幼児期から小学校、中学校にかけての一貫した教育を提供する体制というのも必要かなと感じていますので、そういうことも次期の計画で考えてもらえたらい思います。

最近幼児教育センターというのも設置されつつありますが、副会長ご説明をお願いできますか。

副会長：はい、いま会長からお話しがありましたが、幼小・保小の連携というのが非常に重要な課題になっていまして、幼児教育センターにおいても、その取り組みを優先して実施するような状況があります。幼稚園というのは学校なので、もともと小学校とのつながりも深いですが、認定こども園は学校であると同時に児童福祉施設でもありますので、幼稚園の役割も兼ねていますので、そういう研修などを幼児教育センターで熱心に取り組んでいます。難しいのは保育所なんですが、児童福祉施設であって学校ではありませんので、小学校へのつながりというのがなかなかうまくいかない面がありまして、保育所の先生方も保小の連携に熱心にされています。今回の保育所保育指針、幼稚園教育要領の改定でも、小学校との連携が強調されていますので、しっかりと取り組んでいかなければならないというところが大きいと思います。

会長：指針が改定された流れの中で、各市で幼児教育センターを作つて研修を実施したり、小学校との連携についてカリキュラムの策定などもされていますので、各施設が単独でするのではなく、洲本市全体として考えていくべきところが多いのではないかと思います。

◆ (2) 次期洲本市子ども・子育て支援事業計画の策定について

(事務局より、資料3及び参考資料1、参考資料2に基づいて説明)

会長：来年度、事業計画が新たに策定されるということで、ニーズ調査を秋以降に実施したいというのが今年度の予定となります。国のはうがまだ基本的な指針を出していないので、なかなか難しい部分もありますが、秋以降にまたお集まりいただき、ニーズ調査の内容をご検討いただき、ニーズを反映した計画を策定していくという

のがこれから流れになります。

参考資料①の就学前児童保護者用の内容ですが、25年度と比べて施設類型が大きく変わっています。洲本市でも認定こども園ができていますし、今後幼稚園が減ってくるという中で、保護者の動向というのは非常に気になるところです。特に、保育料の無償化における保護者の動向というのは把握しにくい部分ではありますので、そういうところもニーズ調査の項目として会議で諮っていかなければと思います。特に、3歳児から無償化となっていますが、洲本市の市立幼稚園は主に4・5歳児が対象です。3歳児保育というのが全国的にもニーズが高まっていますので、3歳から無料となると、保護者がどういうふうに動いていくか見通しがつかないところがありますし、3歳児のニーズが増えてくると、1号認定の供給量も考えていかなければなりません。

また、昨年から企業主導型保育ということで、認可外の施設も増えています。企業主導型保育については、国からの運営補助も出ていますし、開設においても届出だけで済むということで、事業者にとっても実施しやすいものとなっています。

洲本では、0・1・2歳児の保育所等の入所が困難になっていますので、企業主導型などの施設に利用者が流れるという可能性もあります。今後そういう施設が増えてくることも考えられますので、それらの施設に対するニーズも調査できればいいかなと思います。

副会長：いま会長も言われました来年10月からの無償化ですが、例えば、無償化になった場合の希望についての質問項目を入れるのはどうでしょうか。それで、具体的に保護者の考え方というか動きを聞いてみる。単純に想定できるのは、幼稚園の3歳児、幼稚園に通わせたいという意向が出てきやすいかとは思いますが、2号認定の3・4・5歳児も同時に関係してくると思います。おそらく需給としては3歳児を中心に大きく変化が起こり得ると思いますので、無償化になった場合の希望について質問項目を入れてみてはどうか、また検討していただければと思います。

事務局：無償化となりましたら、同じ預けるのであれば長い時間利用したいというところで、2号認定の需要が増えてくることも考えられますし、上の子どもさんが無料になるのであれば、下の子どもさんも併せてということで、3歳未満児の需要も増えてくるということも考えられます。そのあたりは、今回のニーズ調査で意向をとらえて、上手く計画に反映できればと思っています。

会長：洲本市の傾向として、低年齢からの利用というのが増えてきていますし、4・5歳からの利用を考えている方でも、今後3歳から無償で利用できるとなった時に保護者の方がどのように動くのかというのはちょっとつかみにくいところがあるので、ニーズ調査の中で聞いてみるのがいいかなと思います。

また、保護者の中には、現在利用している施設が保育所なのか認定こども園なのか、あるいは認可外保育施設なのか把握していない方もいるので、用語の定義のと

ころで配慮が必要かもしれません。

委 員：これから計画策定を進めていく上では、洲本市の子育ての計画ということを念頭においていただきたいと思います。各事業の実施の中でも保留になっているものもありますが、そういったところもくみ取れるような調査内容にできれば、より充実したものになるのかと思います。前回の調査から状況も変わってきてはいますので、そこも踏まえて、洲本市にあった内容にしていただければと思います。

副会長：今度のニーズ調査では、おそらく学童のニーズはますます増えるだろうと予想されます。これはどこの地域でも同じだと思います。子どもが小学校に行くようになると、少し手が離れますので、親が仕事に就くことも促されます。家で子どもをみてくれる祖父母もいないとなると、学童のニーズはさらに増えるだろうと。また、長期休業中は朝から晩までいるということで、子どもの居場所づくりという面でも、学童保育の充実化にも取り組んでいただければと思います。

会 長：学童保育では、第三小学校区が特に多くなっています。今回の幼保の再編の中で、第三幼稚園が閉園されると聞いていますが、来年度以降の施設の利用というのはどのように考えられていますか。

事務局：閉園する幼稚園については、地域の意向としては、学童保育や放課後の居場所づくりにという要望もいただいている。市全体としては、公共施設の縮小という考え方を持っています。閉園する幼稚園についてはどのような使い方をするかというのはまだ具体的には決まっていません。今後全体的に面積を縮小するという基本方針の中で検討していくことになります。

また、今回公立の認定こども園を整備するにあたり、再編という条件の中で、いくつかの施設は用途廃止するということで進めていますので、公共施設としても利用できない施設もいくつか出てくることになります。そういったところも含めての検討ということになります。

委 員：用途廃止した後に、やっぱり学童のニーズが増えてきたから NPO や法人に貸し出したり委託するということは可能ですか。

事務局：制度的には可能です。

委 員：学童は年々希望者が増えています。地域によっては 3 年生までしか利用できないところもあります。利用希望の子どもは増えているけれど、施設が無い状況です。また、施設の老朽化や地域施設の借上げなどで運営に課題があるところがたくさんあります。近隣の市町では、ほぼ学校内で実施しているというところもあるので、洲本市も学校内での実施ができればなと思います。

会 長：今度のニーズ調査でも学童のニーズというのは表れてくると思いますので、そこに対応できるようにしていただければと思います。

◆ (3) 平成 31 年度の洲本市内教育・保育施設について

(事務局より、資料 4 に基づいて説明)

会長：新しい施設では、病後児保育は実施予定ですか。

事務局：実施を予定しています。

会長：定員は 180 名ということですか。

事務局：1 号認定 30 名、2 号認定 102 名、3 号認定 48 名で、合計 180 名の定員です。

会長：公立の他の保育所は認定こども園に移行するような計画はあるんでしょうか。

事務局：現在はまだ検討中です。

会長：地域に施設が 1 つしかないところは、そういういた移行も検討していただけたらと思います。

5. その他

副会長 あいさつ

6. 閉会

以 上